

第6章 ともに考え行動する、自らが創るまち（人権・住民自治・行財政）

6-1 | 人権尊重社会の確立

目的と方針

すべての人の人権が尊重され、ともに生きることができる社会づくりに向け、様々な場を通じて人権教育・啓発を推進します。

現状と課題

人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利」であって、誰もが生まれながらに持っている誰からも侵されることのない権利であり、日本国憲法でも、国民の基本的な人権が保障されています。国際社会は世界人権宣言を採択し、人権を社会の基本的ルールとしています。

本市では、すべての人の人権が尊重されるまちづくりをめざし、人権尊重都市宣言を行い、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、人権・同和問題を正しく理解し、身近な問題としてとらえられるような教育・啓発活動を推進しています。

しかし、私たちの身の回りには、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・HIV感染者・ハンセン病回復者・犯罪被害者などに関する人権問題、インターネット等による人権侵害などの問題が存在しており、その内容も、国際化や情報化、高齢化、少子化に伴いますます複雑化してきています。

また一方で、誰でも「人権は難しいもの」、「差別は自分には関係ないもの」と思いがちであり、積極的に関わろうという意識はなかなか向上しない上、「えせ同和」や身元調査など人権尊重を妨げるような行為も後を絶ちません。

人権尊重社会の確立のためには、何よりも市民の理解と協力が必要です。そのためには、市民意識を十分に把握し、市民一人ひとりが、あらゆる差別に対して敏感となり、差別解消のための行動がとれるような人権教育・啓発を工夫して推進していかなければなりません。

また、関係施設においては、職員の人材育成や交流事業の充実を図り、人権と福祉のまちづくりの拠点としての役割を発揮していくことが必要です。



施策の体系

人権尊重社会 の確立

- 人権・同和問題啓発活動の推進
- 人権教育の推進
- 活動拠点施設の運営の活性化

主要施策

6-1-1 人権・同和問題啓発活動の推進

重点施策

同和問題などのあらゆる人権問題の解決に向けて各種の啓発事業を実施し、市民や企業の人権意識の高揚を図り、差別・偏見のない人権尊重社会の実現をめざします。

また、人権侵害救済法（仮称）の早期制定に向け、部落解放・人権政策確立要求三豊市民実行委員会の活動を支援します。

6-1-2 人権教育の推進

これまでの取り組みを踏まえて内容・方法・教材等を工夫・改善しながら、学校はもとより、家庭、地域、職場、その他様々な場を通じ、人権教育を推進します。

6-1-3 活動拠点施設の運営の活性化

人権・同和問題の正しい理解と認識を目的とした人権啓発や地域福祉向上のため、開かれた市民交流の拠点施設をめざし、各施設運営事業の充実を図ります。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
人権・同和問題に自分も努力すべきと回答した市民の割合（人権・同和問題に関する市民意識調査より）	%	22.9	30.0
人権尊重社会の確立に関する市民の満足度（市民アンケート調査より）	%	71.6	75.0

市民等に期待すること

市 民	○人権・同和問題に関する各種の啓発事業や人権教育等に参加し、人権意識を高め、日常生活に生かしましょう。 ○活動拠点施設を利用しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体、事業者は、行政と連携し、人権・同和問題に関する各種の啓発事業や人権教育等を行いましょう。 ○人権関連団体は、人権侵害救済法（仮称）の早期制定に向けた活動を行いましょう。 ○企業は、従業員の人権を守り、社会に信頼される企業活動を行いましょう。 ○地域や団体は、活動拠点施設の運営に協力しましょう。



6-2 | 男女共同参画の促進

目的と方針

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、「第2次三豊市男女共同参画プラン」に基づく各種施策を総合的に推進します。

現状と課題

少子高齢化の進行をはじめとする社会・経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が強く求められています。

そのためには、男女共同参画に対する理解と関心を深め、性別による固定的な役割分担意識やそれらに基づく社会制度・慣行などを改めることにより、男女がお互いに認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思と責任に基づいて社会に参画し、充実した生活を実現するとともに、その活動によってエネルギーあふれる、明るく開かれた地域社会を築くことが必要です。

本市では、平成19年度に、「一人ひとりが自分らしく輝くために」を基本理念とした「第1次三豊市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。

また、平成24年度には、それまでの取り組みの成果と課題を踏まえて「第2次三豊市男女共同参画プラン」を策定し、各種施策のさらなる充実に努めています。第2次プランは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市の基本計画としても位置づけています。

今後とも、この第2次プランに基づき、意識改革をはじめ、様々な分野における男女の参画を促す施策、暴力の防止や被害者の保護のための対策などに総合的に取り組んでいく必要があります。

施策の体系

男女共同参画 の促進

- 意識改革の推進
- 様々な分野における男女共同参画の推進
- あらゆる暴力の根絶

主要施策

6-2-1 意識改革の推進

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革の推進、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。

6-2-2 様々な分野における男女共同参画の推進

審議会等への女性の積極的な登用等による政策・方針決定過程への女性参画の拡大をはじめ、ワーク・ライフ・バランス^{※28}の実現に向けた家庭・地域生活と職業の両立支援や雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保に関する施策の推進など、様々な分野における男女共同参画を推進します。

6-2-3 あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス^{※29}やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^{※30}など、あらゆる暴力の根絶に向け、啓発活動の推進や相談の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、被害者の保護及び自立に向けた支援を図るための対策に取り組みます。

※28 ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和

※29 ドメスティック・バイオレンス…親しい関係にある男女間における暴力

※30 パワー・ハラスメント…職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせ



まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
「男女共同参画社会」という言葉をまったく知らない市民の割合（男女共同参画に関する市民アンケート調査より）	%	16.9	10.0
法令等に基づく審議会等の女性委員の割合	%	22.2	30.0

市民等に期待すること

市 民	○男女共同参画の視点で日常生活や社会制度・慣行を見直しましょう。 ○女性も各種会議に参加し、積極的に意見を発言しましょう。 ○あらゆる暴力の問題は自分に関係ないと思うのではなく、身近な問題であるという認識を広めていきましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○男女共同参画の視点で役割や活動内容を見直しましょう。 ○責任ある地位への女性の登用を視野に入れた能力開発・人材育成に積極的に取り組みましょう。 ○事業者は、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けての研修等に積極的に取り組むとともに、従業員が気軽に相談できる窓口を整えましょう。

6-3 | 情報公開の推進

目的と方針

市民力を結集した自主・自立の三豊市型まちづくりをさらに進めるため、広報・広聴活動及び情報公開を積極的に推進し、市民と行政との情報・意識の共有化を図ります。

現状と課題

市民との協働体制の確立と地域内分権をさらに進めながら、自主・自立の三豊市型まちづくりに取り組むためには、市民に対して行政情報の積極的な提供や公開を行い、市民へのアカウンタビリティ^{※31}を果たしながら、情報・意識を共有することが必要不可欠です。

本市では、広報紙をはじめとする刊行物やホームページ、メール配信、防災行政無線、ケーブルテレビなどを通じて、市政運営に関する様々な情報や市民に身近な情報の提供・発信を行っています。また、「三豊市意見公募に関する要綱」を定め、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施しているほか、市民対話集会を開催し、市民の声を収集・反映することで市政への参画を促進しています。

さらに、情報公開についても「三豊市情報公開条例」と「三豊市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護を徹底した上で、行政情報を積極的に公開しています。

また、文書館では、歴史公文書や行政資料などを公開しており、利用者増に向け、歴史公文書や行政資料を収集・選別し、公開数を増やして利用者のニーズに応えることが必要です。

今後も、情報通信技術の進展を常に念頭に置き、様々な可能性を検討しながら、広報・広聴活動のさらなる充実を図り、情報化時代に対応した迅速な情報発信・情報収集等に取り組むとともに、積極的な行政情報公開、文書館の一層の充実を進めていく必要があります。

※31 アカウンタビリティ…自治体が住民に対して負う説明責任



■ホームページの年間アクセス数の状況

(単位：件)

	平成23年度	平成24年度
市ホームページ1日当たり平均アクセス件数	5,518	4,635

資料：市秘書課

施策の体系

情報公開の 推進

- 広報活動の充実
- 広聴活動の充実
- 積極的な情報公開と文書の適正管理
- 文書館の充実

主要施策

6-3-1 広報活動の充実

重点施策

広報紙やホームページ、メール配信、防災行政無線、ケーブルテレビ等による情報発信のさらなる充実を図るとともに、整備された情報通信網を活用した多様な分野における情報サービスの提供に努めます。

また、刊行物として、合併後の節目の年には、市勢要覧の発行も検討していきます。

6-3-2 広聴活動の充実

アンケート調査やパブリックコメント、市民対話集会などによる広聴機能のさらなる充実を図り、市民の声の収集・反映に努めます。

6-3-3 積極的な情報公開と文書の適正管理

市政が、市民に分かりやすく身近に感じられるよう積極的な情報公開を推進し、公正で透明な行政運営に努め、市政に対する市民の理解と信頼を深めます。また、「三豊市情報公開条

例」に基づく情報公開制度の円滑な運用及びこれまで以上の適正な文書管理に資するため、「三豊市公文書管理条例」を制定し、文書を適正に管理します。

6-3-4 文書館の充実

市民への普及・利用を促進していくため、歴史公文書の公開を進めていくとともに、幅広い行政資料の収集・公開に努めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
市ホームページ1日当たり 平均アクセス件数	件	4,635	10,000
メール配信登録件数	件	5,403	11,000
文書館入館者数	人	1,973	2,230
文書館における文書等利用件数	件	550	630

市民等に期待すること

市 民	○市の広報媒体を活用し、市政情報の的確な把握に努めましょう。 ○市の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行いましょう。 ○情報公開制度を活用し、市政に対する理解と信頼を深めましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体、事業者は、市の広報媒体を活用し、市政情報の的確な把握に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、市の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、情報公開制度を活用し、市政に対する理解と信頼を深めましょう。



6-4 | 地域内分権の推進

目的と方針

地域内分権をさらに推進し、市民力を発揮した自主・自立の三豊型まちづくりを進めていくため、様々な市民団体が組織化・活性化するよう積極的に支援します。

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴いますます多様化、高度化する行政ニーズに効果的に対応し、地方分権時代にふさわしい個性的で自主・自立したまちを創造し、持続的に経営していくためには、これまで以上の市民参画が必要不可欠です。

本市では地域内分権という手法を用いて、市民の参画や協働を得ながら三豊型の新しいまちづくりを進めています。

平成24年度には、「まちづくり推進隊制度」が始まり、市内旧7町それぞれにおいて、まちづくり推進隊が設立されました。

まちづくり推進隊は、地域コミュニティの活性化を図る自主的な活動（「自主事業」と呼ぶ）や市から移譲される業務（「移譲業務」と呼ぶ）に関する活動を行う新しい地域組織です。

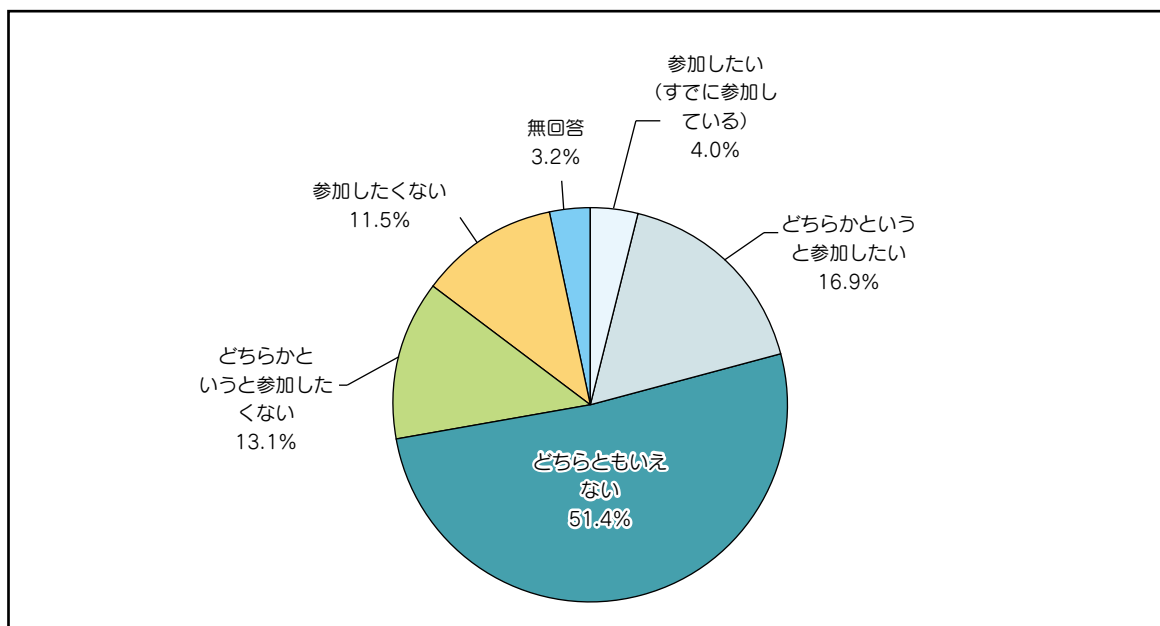
また、行財政改革、組織改革により生み出した財源の一部を交付金として交付することも「まちづくり推進隊制度」の特徴です。

まちづくり推進隊が、市民参画や官民連携の一翼を担える組織に成長できるよう期待するとともに、他の市民団体も地方分権時代にふさわしい自立した活動ができるように組織化・活性化に向けた支援を行う必要があります。

しかし、市民の中には、高度経済成長モデル「公共サービス＝行政サービス」から脱却できず、自主・自立に向けて足を踏み出せない状況も見受けられます。

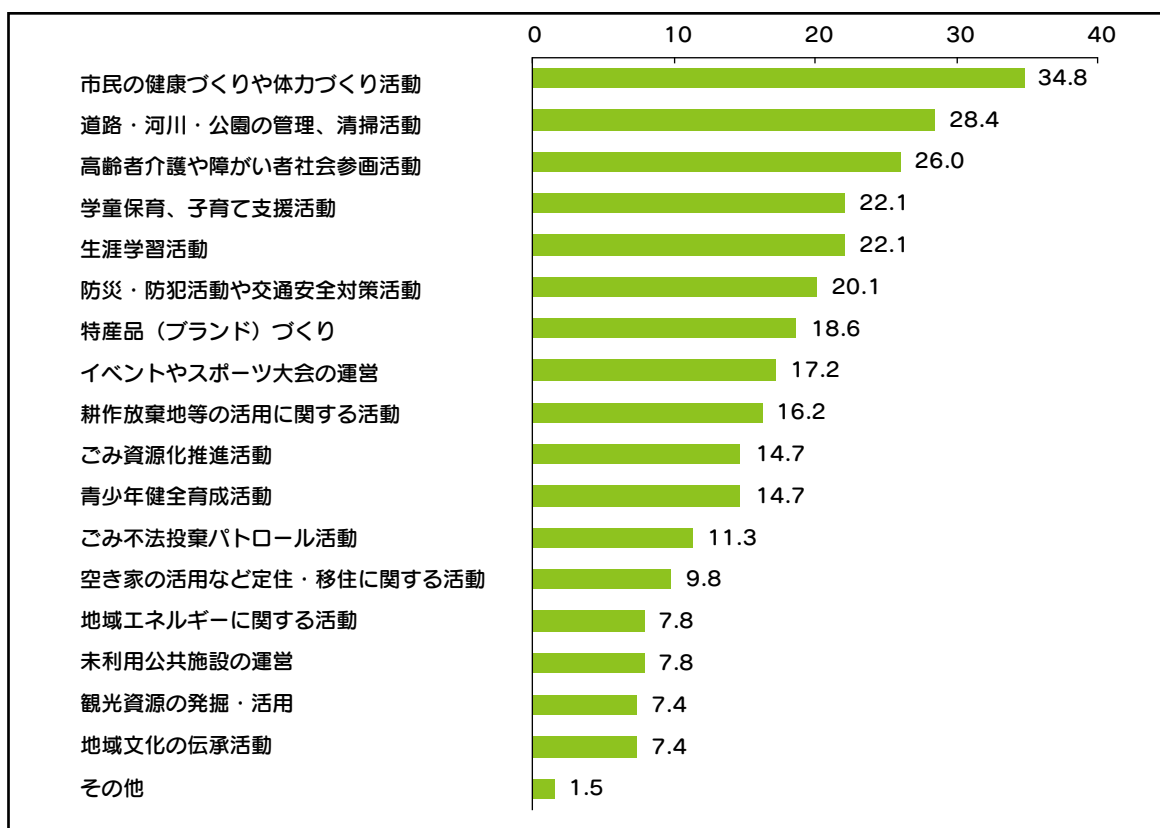
今後は、広報・啓発活動等を通じて「公共サービス≠行政サービス」という価値観の普及に努め、まちづくり推進隊や多様な市民団体による「公共サービス」が順次拡充できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

■まちづくり推進隊の活動への参加意向（単位：％）



資料：市民アンケート調査

■まちづくり推進隊で取り組みたい活動（単位：％）



資料：市民アンケート調査



施策の体系

地域内分権の 推進

- 地域内分権意識の高揚
- 地域内分権システムの充実
- 市民団体の組織化支援

主要施策

6-4-1 地域内分権意識の高揚

重点施策

広報・啓発活動等を通じ、地域内分権に関する市民の意識と知識の向上を進め、自治会やまちづくり推進隊などの地域組織や様々な活動を自主的に行っている市民団体への加入・参画促進と、そのリーダーとなる人材の育成等に努めます。

6-4-2 地域内分権システムの充実

重点施策

地域内分権をさらに推進するため、引き続き行財政改革と連動しながら、地域組織や市民団体による「公共サービス」が順次拡充できる仕組みづくりなどを行い、活動の活性化を促進していきます。

6-4-3 市民団体の組織化支援

市民団体が、行政に依存することなく、地方分権時代にふさわしい自立した活動を展開できるよう、組織化・活性化に向けた支援を行います。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
自治会加入世帯率	%	76.5	85.1
まちづくり推進隊による自主事業実施数	件	10	100
まちづくり推進隊への市民参加率 (活動従事者／国勢調査人口)	%	7.3	25.0

市民等に期待すること

市 民	○地域内分権に関する意識と知識を高め、地域や団体に加入し、活動を行いましょう。 ○地域や団体のリーダーとして活動しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、市民の加入・参画を促進しましょう。 ○地域や団体は、組織体制・活動体制の充実を図りながら、「公共サービス」を順次拡充できる仕組みづくりなどを行い、活動の活性化に努めましょう。



6-5 | 市民本位の行政運営の確立

目的と方針

地方分権時代にふさわしい個性的で自主・自立したまちを創造・経営していくため、行政運営全般について常に点検・評価し、さらなる改革を進めていくとともに、公共施設の再配置を推進します。

現状と課題

国から地方へ、官から民へといった分権型社会が進展しつつある今日において、自治体の権限や政策形成の重要性が拡大しています。しかし、行政に対する市民ニーズは複雑・多様化、高度化しており、これまでのような行政運営には限界が来ています。

こうした状況を踏まえ、どのように行政運営を進めていくかということが本市を含む多くの自治体において課題となっています。

本市ではこうした課題に対し、健全な市財政の確立に向けて平成18年度に策定した「三豊市行政改革大綱」と三つの指針（中期財政計画、補助金等の整理合理化・優遇措置の見直しに関する指針、総人件費削減に関する方針）や、改革目標年次や目標数値などを具体化した「三豊市行財政改革推進プラン」に基づき、行財政改革を推進してきました。

平成23年度には、5年間の総括を行い、行政改革推進委員会に成果報告を行いました。現在も行政改革推進本部会で引き続き問題点の把握に努めています。

今後も、プランに基づき、また見直しを行いながら、行政評価体制の充実による事務事業のさらなる見直しをはじめ、市民ニーズを踏まえた組織・機構の適正化、職員の資質向上に向けた人事制度の充実や高度な専門知識・技術を習得するための研修、業務運営などを実施し、限られた財源が市民にとって真に有効で効果的に生かせる市民本位の行政運営の確立を図り、市民サービスの向上に努める必要があります。

また、公共施設の再配置が大きな課題となっていますが、公共施設の概要調査や再配置に関する方針のとりまとめを経て、平成25年度に「三豊市公共施設再配置計画」を策定しました。

この計画では、公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置及び効率的な管理運営を実現することを「公共施設の再配置」と定義しています。

今後は、「“豊かさ”をみんなで育む市民力都市・三豊」の実現に向け、地方分権時代にふさわしい個性的で自主・自立したまちを創造し、持続的に経営していくため、地域組織等の活動を支援していく中で、市民と行政が情報を共有し、ともに将来の公共施設のあるべき姿を考え、ともに再配置を進めていく必要があります。

施策の体系

市民本位の行政運営の確立

- 恒常的な行財政改革の推進
- 行政評価体制の充実
- 組織・機構の適正化と職員の資質向上
- 公共施設の再配置
- 事務の効率化と市民サービスの向上

主要施策

6-5-1 恒常的な行財政改革の推進

「三豊市行財政改革推進プラン」に基づき、また適宜見直しながら、行政改革推進本部が実施項目の進行管理を行い、行政改革推進委員会へ成果・進捗状況を報告し、掲げた目標を達成していくことにより、市民のニーズに応じた質の高い効率的で効果的な行政サービスの提供に努めます。

6-5-2 行政評価体制の充実

新総合計画の実効性を確保し、選択と集中により戦略的・重点的な施策の推進と長期的な見通しに立った行財政の健全な運営を図るとともに、施策、事務事業について目標達成度等を評価し適切な進行管理を実施するため、これまでの成果と課題を踏まえ、行政評価体制の充実を図ります。



6-5-3 組織・機構の適正化と職員の資質向上

職員の大量退職期がしばらく続くことも考慮しながら、市民ニーズを踏まえた効率的かつ機能的な組織・機構の確立と職員の適正配置に努めます。

また、「三豊市人材育成基本方針」に基づき、人材が育ちやすい職場環境づくりや個々の能力を最大限に発揮させるための人事制度を充実させるとともに、高度な専門知識・技術を習得するための研修等を実施し、市民の視点に立ち、自ら考え行動する、チャレンジ精神あふれるプロフェッショナルな職員の育成に努めます。

6-5-4 公共施設の再配置

重点施策

「三豊市公共施設再配置計画」第1期基本計画で示した、今後の公共施設の再配置等の方向性に沿って再編整備を進め、必要な機能はできるだけ維持しながら、総量を減らし、持続可能な行政サービスを実現します。

6-5-5 事務の効率化と市民サービスの向上

サービスの受け手側である市民の立場を意識し、窓口業務や事務プロセス等の効率化・迅速化により、市民の視点に立ったきめ細かで質の高い行政サービスの提供に努めます。

また、電子自治体の構築を進めるとともに、情報機器の利用が困難な市民等へのサービス提供体制の充実に努め、市民サービスの向上を図ります。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
経常収支比率	%	86.4	89.0
地方債残高	百万円	26,070	33,000
実質公債費比率	%	7.9	7.1
将来負担比率	%	0.0	18.9
公共施設の再配置による施設の削減 面積（公共施設再配置計画より）	m ²	0	31,609

市民等に期待すること

市 民	○市の行財政改革や行政評価に対する関心を高め、評価を行う機会等を活用し、意見・提言を行いましょう。 ○公共施設の再配置についての関心を高め、協力しましょう。 ○電子を使った行政サービスを利用し、日常生活に生かしましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、市の行財政改革や行政評価に対する関心を高め、評価を行う機会等を活用し、意見・提言を行いましょう。 ○地域や団体は、公共施設の再配置についての関心を高め、協力しましょう。 ○地域や団体、事業者は、電子を使った行政サービスを利用し、組織運営等に生かしましょう。

